後、付録第５号の表5-1の第9.7号（静止軌道／静止軌道）（周波数帯欄の項目1)から8)まで）、第9.7A号（静止衛星の地球局／非静止軌道システム）又は第9.7B号（非静止軌道システム／静止衛星の地球局）の規定に基づき、自国若しくは第9.36.2号の規定に基づき特定されなかった衛星通信網も要請に含まれるべきであったと考える主管庁、又は第9.36.2号の規定に基づき特定された主管庁若しくは衛星通信網が要請に含まれるべきではなかったと考える調整開始主管庁は、関連する国際周波数情報回章の公表の日から４か月以内に、適宜、調整開始主管庁又は特定された主管庁及び無線通信局に対し、その技術的理由を通知し、適宜、自国の名前又は第9.36.2号の規定に基づき特定されなかった衛星通信網の名前も含めるよう又は第9.36.2号の規定に基づき特定された主管庁又は衛星通信網の名前を除外するよう要請すること。

改　9.42　無線通信局は、付録第５号に基づいて情報を審査し、その結果を両主管庁に通知すること。無線通信局が要請している主管庁及び／又は衛星通信網を適宜含むこと又は除外することに同意した場合は、調整が必要な主管庁及び関連する衛星通信網を一覧にして、特別節に公表すること[22の2]。

追　[22の2]　9.42.1　主管庁間の調整審議中は、追加通信網は当該主管庁の同意があれば調整過程に含められる。

改　　第11条　周波数割当ての通告及び登録[1、2、3、4、5、6、7、7の2]

改　[2]　A.11.2　決議第49（WRC-12、改）又は決議第552（WRC-12）も、その規定に従う衛星通信網及び衛星通信システムに対して適宜適用される。

追　[7の2]　A.11.7　特別な要求を満たす21.4-22GHzの周波数帯における第一地域及び第三地域の放送衛星業務の衛星通信網の提出に関しては、決議第554（WRC-12）の規定が適用される。

第Ⅰ節－通告

改　11.26　第5.457号、第5.537A号、第5.543A号及び第5.552A号の規定で定められた周波数帯での固定業務の高高度プラットフォーム局への割当てに関する通告は、その割当ての使用開始日の５年前よりも早く無線通信局に到達してはならない。

第Ⅱ節－通告の審査及び周波数割当ての登録原簿への記録

改　11.28　完全な通告は、無線通信局により受領日が表示され、受領日の順序で審査される。無線通信局は、完全な通告を受領したときは、２か月以内にその内容を図表、地図及び受領日とともに、通告主管庁に対する通告の受領証となる国際周波数情報回章において公表しなければならない[10の2]。無線通信局は、その期限を遵守できない場合には、理由を付して、その旨を定期的に当該主管庁に通知する。

追　[10の2]　11.28.1　衛星通信網又は衛星システムが第９条第Ⅱ節の規定に基づく調整手続の対象ではない場合、第9.2B号に基づき当初公表された特性に対する変更により、既存の若しくは計画中の衛星通信網又は既存の若しくは計画中の衛星システムに対して許容できない混信が生ずると考える主管庁は、通告主管庁に対して意見を提出することができる。双方の主管庁は、その後、協力してこの困難を解決しなければならない。

改　11.37　第11.32号に関する審査で可とする判定に達した場合、その割当ては調整の手続が完了した主管庁を表示して登録原簿に記録される[17、18]。不可の判定の場合、第11.32A号又は第11.33号が適用されなければ、通告は適切な措置の表示を付して通告主管庁に返送される。

改　[18]　11.37.2　21.4-22GHz周波数帯以外の非プランバンドの放送衛星業務の宇宙局に対する周波数割当てが登録原簿に登録されたときは、そのような登録が決議第507に規定する合意及び関連計画に含まれるとの決定について、いかなる方法でも予断を与えないことを示す注が注の欄に記入される。

改　11.41　通告が第11.38号に基づいて戻された後、通告主管庁が通告[18の2]を再提出し、再審査を主張する場合、無線通信局は不可の判定の根拠となった割当てを有する主管庁を示して、国際周波数登録原簿に、その割当てを載せなければならない（以下の第11.42号も参照）。

追　[18の2]　11.41.2　第11.41号の規定を適用して通告を提出する場合、通告主管庁は、調整が成功しなくても、第11.38号の規定に基づき不可の判定の根拠となった割当てを持つ主管庁との調整が成功するよう努力したことを、無線通信局に対して示さければならない。

削　[19]　11.41.1

追　11.41B　第11.41号の規定に基づいてなされた記録の根拠となった割当てを持つ主管庁と第11.32号で規定される調整手続が終了している場合、通告主管庁が送付した更新情報に基づき、第11.41号の規定に基づいて記録された不可の判定の割当てに関する備考又は指示は抹消される。

改　11.42　第11.41号の規定に基づき記録された割当てにより、不可の判定の根拠となった記録された割当てに対して実際に有害な混信が生じた場合、第11.41号の規定に基づき記録された周波数割当てを使用している無線局に対し責任を有する主管庁が、有害な混信に関する詳細[19の2]を示す報告を受けたときは、直ちにこの有害な混信を除去しなければならない。

追　[19の2]　11.42.1　第11.42号の規定に基づき有害な混信に関する詳細を示す場合、該当する主管庁は、最大限、無線通信規則の付録第10号に定める書式を使用しなければならない。

追　11.42A　衛星通信網に関して第11.42号の規定を適用する場合、該当する主管庁は有害な混信の除去に協力しなければならず、また、無線通信局の援助を要請できるとともに、この問題の解決に必要な関連する技術上及び運用上の情報を交換しなければならない。この問題に該当する主管庁が、有害な混信の解決に向けたあらゆる努力に失敗した旨を無線通信局に通知した場合、無線通信局は、直ちに該当する他の主管庁に通知し、また、適宜審議及び（第11.41号の規定に基づいて登録された割当ての抹消の可能性も含む）必要な措置のため、無線通信規則委員会の次の会合に向けて、（該当する主管庁からの意見を含む）必要な全ての補助文書と共に報告書を準備しなければならない。無線通信局はその後、無線通信規則委員会の決定を実施し、関係主管庁に通知しなければならない。

改　11.44　衛星通信網の宇宙局に対する割当てに関し、通告された使用開始日[20、21]は、第9.1号又は第9.2号に規定する完全な関連情報を無線通信局が受領した日から遅くとも７年以内でなければならない。要求される期間内に使用が開始されなかったいかなる周波数割当ても、この期間満了の少なくとも３か月前までに主管庁に通知した後、無線通信局により抹消される。

改　[20]　11.44.1　調整過程の完了以前に使用が開始され、適宜、決議第49（WRC-12、改）又は決議第552（WRC-12）に規定するデータが無線通信局に適切に提出されている宇宙局の周波数割当ての場合、第9.1号の規定に基づく関連情報の受領日から最大７年の間継続して考慮すること。第11.15号の規定に基づく当該割当ての記録に関する最初の通告がこの７年間の期間の終了までに無線通信局により受領されない場合には、無線通信局は、６か月前に通告主管庁に通知した後、当該割当てを抹消しなければならない。

追　[21]　11.44.2　静止衛星軌道の宇宙局の周波数割当ての通告された使用開始日は、第11.44B号で規定される90日の期間の開始日でなければならない。

追　11.44B　静止衛星軌道の宇宙局の周波数割当ては、その周波数割当ての送信又は受信能力のある静止衛星軌道の宇宙局が、通告された軌道位置に90日間継続して配置及び維持された時に使用が開始されたとみなされる。通告主管庁は、90日間の最終日から30日以内に無線通信局にその旨を通知しなければならない。

改　11.48　第9.1号又は第9.2号に規定する完全な関連情報を受領した日から７年経過した後、衛星通信網に責任を有する主管庁が、その衛星通信網の無線局に対する周波数割当ての使用を開始していない場合、第11.15号の規定に基づく周波数割当ての記録に関する最初の通告を提出しなかった場合又は必要な場合に適宜決議第49（WRC-12、改）若しくは決議第552（WRC-12）の規定に基づく